

◎引き上げ分の地方消費税収について

消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%に、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(年金、医療、介護、少子化)の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることになります。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) **451,000** 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	3,901,672	2,555,390	0	53,428	1,292,854
社会保険	1,071,329	174,503	0	0	896,826
保健衛生	403,610	10,042	0	4,408	389,160
合 計	5,376,611	2,739,935	0	57,836	2,578,840

※事務費、人件費は除外